

	項目	担当課記入項目	
1	品名	投票用紙計数機	
2	メーカー	別紙仕様書のとおり	
3	品番	別紙仕様書のとおり	
4	同等品	<input checked="" type="checkbox"/> 可 (同等品以上。入札の場合は質問受け付け期間内に担当課に同等品申請をしてください。見積合せの場合は、見積書提出と同時に同等品のカタログのコピー等品物がわかるような資料を提出してください。)	<input type="checkbox"/> 不可
5	仕様・規格の指定	別紙仕様書のとおり	
6	個数	(5) 台	
7	納期	令和 7 年 6 月下旬までの内、別途協議して定める	
8	納品場所	場所 (門真市役所別館 3 階 選挙管理委員会事務局) 住所 (門真市中町 1 - 1)	
9	梱包	<input type="checkbox"/> あり (どのように:)	<input checked="" type="checkbox"/> なし
10	設置作業の必要	<input type="checkbox"/> あり ① 2 階以上の場合、エレベーターの設置は <input type="checkbox"/> あり: 乗用 k g : W c m × D c m × H c m <input type="checkbox"/> なし ※納入時、エレベーターの使用は可能ですが、市民が使用される場合は、市民に優先的に使用していただけるようにしてください。 ② 設置の際に発生したごみなど不要なものは持ち帰ること。	<input checked="" type="checkbox"/> なし
11	その他納品に係る注意点	なし	
12	担当	選挙管理委員会事務局 担当者 : 西口 直通番号 : 06-6902-6990 (内線: 5403) FAX : 06-6905-3264 (総務課内)	
13	注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・納入にあたっては日本国の各種関連法令を遵守しなければならない。 ・個人情報を取扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の個人情報保護に関する関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。 ・納入後の検査に合格しないときは、直ちに補正を行い、本市の再検査を受けなければならない。 ・支払条件は特段の定めがある場合を除いて完了払とし上記検査完了後に発注者の指定する請求書により契約金額の支払を請求するものとする。 ・受注者の責に帰する事由により納入期限までに完了することができない場合において、発注者が納入期限後に完了する見込があると認めるときは、遅延損害金を付して納入期限を延長することができる。 ・入札行為及び契約締結行為の途中並びに契約履行時に、参加資格の要件を欠く事由が生じた場合は、必要な措置を講じるものとする。 ・業務の処理に関し生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要となった経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りではない。 	

仕様書

1. 件名 投票用紙計数機購入
2. 数量 5台（5台は同一機種とする。）
3. 基準物品

No	品名	メーカー/型番
1	投票用紙計数機	グローリー株式会社/GFB-80T
		株式会社ムサシ/TELLAC 20BPN

4. 仕様

項目		内容
計数機 本体	計数速度	1500 票/分以上であること。
	スタッカー容量	200 票以上であること。
	ホッパー容量	300 票以上であること。
	投票用紙	用紙サイズ 80～91mm×128～152mm に対応できること。
		BP コート及び上質紙に対応していること。
電源	AC100V±10%、50/60Hz	
付属品	計数機本体収納ケースを付属すること。	
	日本語による取扱い説明書を付属すること。	
	その他本仕様書の各要件を満たすために必要なものを付属すること。	
機能	投票用紙の計数ができること。	
	ホッパーへの投票用紙セット後、ボタン操作等を行うことなく自動で計数を開始できること。	
	100 票で計数を停止する設定ができること。	
	計数速度の設定を切り替えることができること。	
操作	票を投入するホッパーへの票の積み足しできること。	
	票の詰まりが発生したとき、詰まった票を容易に取り出せること。	

5. その他
 - ・国内メーカーで保守ができ、受注者（又はメーカー）にて故障時の保守対応ができること。
 - ・発注者が求める場合、受注者（又はメーカー）は、発注者が指定する場所へ技術者等を派遣し、納入した機器の調整・整備等の対応ができること。
 - ・同等品可。ただし、基準物品以外で入札に参加する場合は、本仕様書の要件を全て満たし、同等品以上の品質・性能を有することを証明する資料を提出し、事前に承認を受けること。なお、基準物品で応札する場合は、承認を受ける必要はありません。